

# 能登半島で 世界農業遺産国際会議開催

5月29日から6月1日にかけて、七尾市を主会場に世界農業遺産国際会議が開かれました。能登の里山里海が認定を受けた前回会議は北京で開催されました。この会議の首都以外、そして認定地域での開催は初です。

能登の里山里海の営みが、世界中から注目されています。

## 会議

議2日目の30日には、新たに6地域が世界農業遺産に認定。このうち、国内では静岡、熊本、大分の3カ所が新たに加わりました。世界農業遺産の認定サイトが増えたことで、世界農業遺産の知名度の向上し、里山保全への取り組みが加速することが期待されます。

午後には、国連食糧農業機関（FAO）のシルバ事務局長と谷本知事が春蘭の里を訪れ現地視察しました。

シルバ事務局長から、世界農業遺産認定によって変化した点を聞かれた多田さんは、ちょうど同じ日に受け入れていた、中学生の修学旅行について「認定されたからこそ実



(上) 春蘭の里での現地視察。左から2人目がシルバ事務局長。



(右) 歓迎レセプション会場での「あえのこと」展示。(下) 合鹿庵での実演では祭事についての質問も。

現した」と話しました。夕方、会場では歓迎レセプションが開かれ、能登牛や海藻しゃぶしゃぶなどで世界中の関係者をもてなしました。

## 翌

31日には、エクスカーション（現地視察）が能登半島5カ所と新潟県佐渡市で行われ、能登町はコース4「能登の伝統技術と文化を学ぶ」の日程に組み込まれました。約30人の参加者は穴水町でボラ待ちやぐらを視察して春蘭の里で里山の味覚を堪能。珠洲市の揚げ浜塩田で塩づくりを体験したあと、柳田植物公園の合鹿庵であえのことの実演を見学して「里山里海」の文化に触れました。



## 7月21日(日)は

### 参議院議員通常選挙

### の投票日です。

(執行予定)



◆投票時間 午前7時～午後8時  
ただし、第4・5・9・11・13・14・15・17・18・19・21・24投票区は午後7時まで

### ◆有権者

平成5年7月22日までに生まれた人で、平成25年4月3日までに能登町に住民登録を行い、引き続き3カ月以上能登町に住所を有している人

### ◆入場整理券について

入場整理券は住民登録がある住所へ送付されます。住民登録と現住所が異なっている人は、入場券が届かない場合があります。なお、入場券がなくても、選挙人名簿に登録され、当日選挙権があれば投票できます。

### ◆不在者投票について

選挙人名簿に登録されている人で、現在出稼ぎなどで能登町以外に在住し

ている人は、不在者投票をすることができます。該当する人は、事前に宣誓書(請求書)を取り寄せ、必要事項を記入して選挙管理委員会へ郵送してください。請求のあった現住所へ投票用紙や不在者投票用封筒などを送付します。

### ◆投票用紙について

選挙は2種類あります。投票用紙の色は次のとおりですので、投票する際は間違えないよう注意してください。

- ・参議院選挙区選出議員選挙(薄黄色)
- ・参議院比例代表選出議員選挙(白色)

### ◆期日前投票を利用しましょう

投票日に仕事やレジャー、冠婚葬祭などで投票所に行けない人は、期日前投票ができますので、ご利用ください。期日前投票ができる投票所の場所と時間は下表のとおりです。

#### 期日前投票所と投票時間

| 期間              | 投票所名                         | 投票時間         |
|-----------------|------------------------------|--------------|
| 7月5日(金)～20日(土)  | 能都社会福祉会館 1階集会室               | 午前8時30分～午後8時 |
| 7月15日(月)～20日(土) | 柳田庁舎 1階事務室<br>内浦福祉センター 1階集会場 | 午前8時30分～午後7時 |
| 7月19日(金)～20日(土) | 鶴川支所 図書館<br>小木支所 ロビー         | 午前8時30分～午後7時 |

| 番号   | 投票所                 | 区域   |
|------|---------------------|--|
| 第1   | 能都社会福祉会館 1階集会室      | 宇出津の一部(天保島、天徳町、本町、大蔵町、浜町、酒垂町、大竹町、中組、桜町、三番町、中島町、浜小路、川原町、新村本町、新村浜町、昭和町、音羽町、小棚木、大棚木、城野町、城山) |
| 第2   | 町立宇出津小学校 1階ロビー      | 宇出津の一部(仙人町、立町、横町、上田町、上町、中町、大橋組、錦町、栄町、上岩屋町、下岩屋町、漆原、梅ノ木、平体、大平、源平)、宇出津新港、藤波の一部(辺田ノ浜、柳倉)     |
| 第3   | 町立ひばり保育所 遊戯室        | 崎山、藤波の一部(四明ヶ丘)   |
| 第4※  | 町立三波公民館 集会室         | 藤波の一部(間島)、波並   |
| 第5※  | 矢波地区集会所             | 矢波、猪平  |
| 第6   | 町立神野公民館 ホール         | 宇加塚、鶴町、曾又、藤ノ瀬  |
| 第7   | 町立鶴川公民館 図書室         | 七見、鶴川、小垣の一部(一の谷をのぞく)   |
| 第8   | 町立瑞穂公民館 和室          | 柿生、瑞穂、俎倉、山田の一部(上三田をのぞく)、武連、本木、小垣の一部(一の谷)   |
| 第9※  | 宮地生活改善センター 集会室      | 宮地、鮭尾、山田の一部(上三田)、太田原、柏木  |
| 第10  | 野田コミュニティセンター*       | 柳田、笹川、石井、国光、鴨川、五十里、十郎原   |
| 第11※ | 町立小間生公民館 会議室        | 上長尾、小間生、桐畑、鈴ヶ嶺、久田  |
| 第12  | 上町地区生活改善センター 和室     | 合鹿、上町、天坂、寺分、五郎左工門分   |
| 第13※ | 町立岩井戸公民館 会議室        | 黒川、大箱、北河内  |
| 第14※ | 当目地区多目的研修集会センター     | 当目   |
| 第15※ | 斉和多目的集会所            | 中斉、神和住   |
| 第16  | 内浦福祉センター 1階集会場      | 松波、恋路、明生、布浦  |
| 第17※ | 上区集会場               | 上、滝之坊、田代、駒渡  |
| 第18※ | 町立不動寺公民館 集会室        | 宮犬、不動寺、行延、時長、山中、満泉寺、国重   |
| 第19※ | 町立秋吉公民館 集会室         | 九里川尻、秋吉、河ヶ谷、清真   |
| 第20  | 白丸コミュニティ施設 多目的交流ホール | 立壁、四方山、白丸、内浦長尾、新保  |
| 第21※ | 能登勤労者プラザ 体育館        | 市之瀬、越坂、明野  |
| 第22  | 小木地区活性化センター ロビー     | 小木   |
| 第23  | 町立高倉保育所 遊戯室         | 姫、真脇、羽生  |
| 第24※ | 小浦地区集会所             | 小浦、羽根  |

入場券の裏面が期日前投票の「宣誓書」になっています。期日前投票を行う場合はあらかじめ氏名などを記入してお持ちください。



▲表面 裏面  
この欄を記入

※印の投票所の投票時間は午後7時までです。 \*第10投票区の投票所が変わりました。ご注意ください。

### ～里山を守り続ける農業者の皆さんへ～

## 能登町棚田保全対策事業

農業者が購入する農業機械に対し、購入費用の一部を助成します。

|              |   |       |
|--------------|---|-------|
| 助成対象機械種類     | 耕運機・トラクター・田植機・コンバインの4機種(平成20年4月1日以降に製造された中古機械でも可)   |       |
| 助成対象農業者      | 能登町に在住し、下記の条件を満たす農業者・農業法人。<br>・水田農家の場合：申請年度の主食用米作付面積が50a以上であり、農業共済保険に加入している。<br>・畑作農家の場合：申請前年度の販売額が50万円以上 |       |
| 助成率<br>助成上限額 | 原則、補助対象機械契約額の10%以内を助成額とし、申請者の経営規模により次の上限額を設ける。  |       |
|              | 経営規模  | 助成上限額 |
|              | 【水田】作付面積が50%以上100%未満<br>【畑作】年間販売額が50万円以上100万円未満   | 20万円  |
| 申請期間・方法      | 平成25年度の申請期間は7月1日～10月31日までの4ヵ月間。(予算余剰分が生じた場合等は、追加募集します。)   |       |
|              | 「申請用紙」に必要事項を記入の上、当該機械のカatalogと、最低2社の見積書を添付する。   |       |
| 採択・助成金交付     | 申請のつど採択の可否を決定し、予算がなくなり次第募集を終了。(要望次第で来年度以降の事業継続もありえます。)  |       |
| その他          | ①助成対象機械は、町内の農業用販売店で購入する。<br>②同一者の申請は年1回を限度とする。  |       |

# 我が家の水は 海を汚さない。

「排水設備工事」を行って  
下水道に接続しましょう。

能登町では、清潔で快適な生活環境の確保と河川や海の水質保全を目的に、下水道関係事業を進め、現在、次のとおり供用しています。

| 事業名      | 地域名(字名)  |
|----------|--|
| 公共下水道事業  | 宇出津、宇出津山分、宇出津新港、崎山、藤波、小木、市之瀬、松波、恋路                               |
| 農業集落排水事業 | 小垣、柿生、瑞穂の一部、宇加塚、柳田地区、国重、不動寺、行延、時長、宮犬、清真、秋吉、九里川尻                  |
| 漁業集落排水事業 | 羽根、小浦、布浦   |
| 浄化槽整備事業  | 公共下水道・農業集落排水・漁業集落排水以外の地域<br>※公共下水道・集落排水地域内についても、浄化槽事業となる場合があります。 |

公共下水道、農業・漁業集落排水事業以外の地域では、浄化槽市町村整備推進事業で整備を進めており、希望する人については早期の整備が可能になりました。

下水道事業は家庭等から排出される全ての汚水を浄化するもので、快適な生活や町づくりには必要不可欠です。皆さまのご協力をお願いします。

※浄化槽市町村整備推進事業  
合併処理浄化槽の設置を希望する世帯に対し、町が事業主体になって合併処理浄化槽を設置する事業。

負担金は25万円、使用料は一般家庭で月額1575円(10人槽まで。清掃手数料、電気代は個人負担、維持管理は町で実施)

速やかな接続にご協力を

下水道は管路や処理場を整備するだけでは、何の意味もありません。宅内排水を接続して初めて効果を発揮します。供用を開始している地域で未接続の人は、できるだけ早い時期に排水設備工事を行っていただきますようお願いいたします。

## 排水設備は個人の財産

排水設備は、建物から排出された汚水を下水道に流入させるための配水管や汚水ますなどの施設で、一般的に家庭の台所、風呂、トイレなどの流し口から公共汚水ますまでをいいます。

この排水設備は、個人の負担で整備し、管理する個人の財産です。

## 工事は指定工事店で

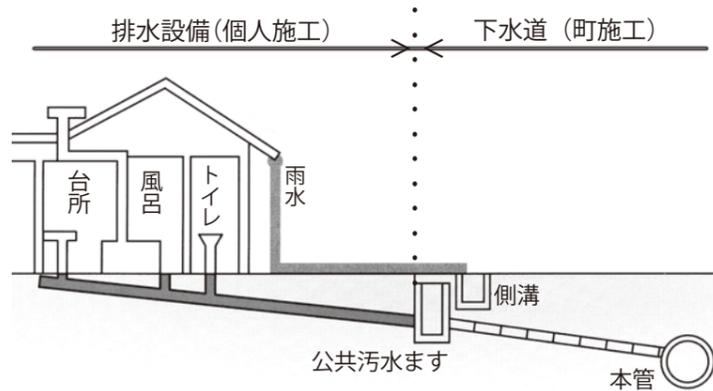
排水設備工事は、能登町に登録された「下水道指定工事店」でなければ行えません。

工事が一定の技術水準に沿って正しく行われないと、管内に汚物などが詰まりやすくなり、下水道機能に悪い影響を及ぼすことがあるためです。

「指定工事店」はこれらを守るために必要な専門知識と技術を備えています。

## 受益者負担金について

下水道の整備には、多額の経費が必要です。公共下水道の整備により利益を受ける地域の皆さんに下水道事業の建設費の一部を負担していただき、より一層の整備促進を図ろうというのが受益者負担金です。受益者負担金はその土地に一度限り賦課されます。



## 受益者負担金

| 地区名     | 負担金額  |
|---------|---|
| 宇出津処理区  | 宅地面積 (㎡) × 364 円 (1㎡あたりの単価) + 10 万円 (50 万円程度) |
| その他の処理区 | 一律 25 万円                                      |

## 使用料について (浄化槽を除く)

下水道に接続すると、流した汚水の量に応じて下水道使用料を請求します。

下水道使用料は処理場の運転や、下水管の維持管理費用などの一部にあてられます。

| 区分                             | 算定方法                        | 使用料  |
|--------------------------------|-----------------------------|--|
| 町の水道水のみを使用している場合               | 水道の使用量                      | 基本料金 (10㎡まで) 1,580 円<br>超過 (1㎡あたり) 158 円   |
| 町の水道水以外の水 (集落の水道や井戸) を使用している場合 | 認定水量: 世帯 1 人あたり月に 6㎡使用すると計算 | 世帯人数 × 6㎡ × 158 円<br>1 人世帯の場合は基本料金 1,580 円 |
| 水道と水道以外の水を併用している場合             | 水道の使用量か認定水量のどちらが多い方         |  |

## 改造資金の融資あっせん・助成金について

### ◆資金融資のあっせんおよび利子補給

|         |   |
|---------|---|
| 融資あっせん額 | 100 万円以内 (1 万円単位)                       |
| 返済方法    | 60 カ月以内の毎月元利均等償還 (金利 5% までを限度に利子補給をします) |

### ◆助成金

| 対象      | 助成金額           |                            |
|---------|----------------|----------------------------|
| 生活保護世帯  | 50 万円以内 (千円単位) |                            |
| 非課税世帯   | 工事費が 50 万円以上   | 10 万円                      |
|         | 工事費が 50 万円未満   | 工事費に 5 分の 1 を乗じた額 (1 万円単位) |
| 上記以外の世帯 | 工事費が 50 万円以上   | 3 万円                       |
|         | 工事費が 50 万円未満   | 工事費に 50 分の 3 を乗じた額 (千円単位)  |

☎ 上下水道課 ☎ 72-2507

